

■農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく設定

一筆から農地を取得することができる例外規定を設けました。

遊休荒廃農地の増加の抑制、新規就農の促進、空家等の解消対策及び移住・定住の促進（農ある暮らし）を図ることを目的に設けました。

設定区域	設定面積及び要件
中野市内全域	0.1 アールとする。ただし、下記要件にすべて該当すること。 ① 申請者の所有宅地または所有見込宅地に、隣接またはそれに準ずる農地 ② 遊休農地または遊休農地化するおそれのある農地 ③ 申請者が当該農地を今後三カ年以上所有し、耕作する見込みのある農地 ④ 効率的、総合的な農地利用などの確保に支障の無い農地 ⑤ その他農業委員会が必要と認める要件